

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月15日

【会社名】 ポケットカード株式会社

【英訳名】 POCKET CARD CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高垣 晴雄

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号

【電話番号】 (03) 3432-6132

【事務連絡者氏名】 財務部長 江口 謙

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号

【電話番号】 (03) 3432-6132

【事務連絡者氏名】 財務部長 江口 謙

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年 3 月19日
効力発生日	2024年 3 月28日
有効期限	2026年 3 月27日
発行登録番号	6 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 50,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 50,000百万円

(50,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に
基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ポケットカード株式会社第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.155%
利払日	毎年5月21日および11月21日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 （1） 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2025年5月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月および11月の各21日にその日までの前半か年分を支払う。 （2） 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 （4） 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2029年11月21日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 （1） 本社債の元金は、2029年11月21日にその総額を償還する。 （2） 償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2024年11月15日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2024年11月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）からA A - の信用格付を2024年11月15日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03-3544-7013

2. 振替社債

（1）本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

（2）社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されていない。

4．財務代理人ならびに発行代理人および支払代理人

(1) 当社は、株式会社三井住友銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2024年11月15日付ポケットカード株式会社第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約証書を締結し、財務代理人に本社債の発行代理人および支払代理人としての事務その他本社債にかかる事務を委託する。

(2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(3) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本（注）6．に定める方法により社債権者に通知する。

5．期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生したときは、本社債総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が、別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本（注）6．に定める方法により公告する。

6．社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを掲載する。

7．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8．社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4．を除く。）の変更は、法令に別段の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければその効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

9．社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）6．に定める方法により公告するものとする。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類

の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	5,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	4,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	1,000	
計	—	10,000	—

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹会社であるS M B C 日興証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの持分法適用関連会社であり、S M B C 日興証券株式会社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社です。当社は、本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、みずほ証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じています。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定しました。

当社は、独立引受幹事の選定にあたり、みずほ証券株式会社は当社及び主幹会社と資本及び人的関係において独立性を有しており、またみずほ証券株式会社は引受業務の経験、主幹会社としての実績を多く有するとともに、社債に係る主幹会社の実績を多く有するなど、引受業務に十分な経験を有していること等を総合的に検討して決定しています。

独立引受幹事は、共同主幹会社であるとともに、次のとおり主幹会社との協議や確認を行うなど発行価格等の決定に関与する役割を担っています。

発行価格等の決定にあたっては、主幹会社及び独立引受幹事との間で協議が行われること

独立引受幹事が、主幹会社が行った引受審査の内容または発行価格等の決定が不適切であると判断した場合

は、引受けを行わないこととする旨の契約を締結しており、主幹会社及び独立引受幹事の協議にあたって

は、独立引受幹事の意見も反映される仕組みとなっていること

独立引受幹事自身も引受審査を行うとともに、主幹会社が行った引受審査の妥当性についても確認を行うこと

独立引受幹事が発行価格等の決定に関与し、その妥当性についても確認を行うこと

なお、独立引受幹事が当該役割を担ったことに伴う追加的な手数料等の支払はありません。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	57	9,943

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,943百万円は、全額を2024年12月末までに、信用購入あっせんに係る立替代金に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第42期(自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日) 2024年 5 月28日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第43期中(自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日) 2024年10月18日関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2024年11月15日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、追加すべき事項はありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ポケットカード株式会社 本店

(東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。